INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.203 2019 年 02 月 13 日

インドネシア：未納の年金の納付義務に関する庁通知発令（続き）

2018 年 10 月 18 日付の Vol.199 でご案内した、インドネシアにおいてすべての特許権者を対象とした「未納の年金の納付義務」についての続報です。

インドネシア特許庁は新たに 2019 年 02 月 17 日付の通知（Circular）を発行し、対象となる年金については、先の通知において設定した納付の期限を、**新たな通知の日付から 6 ヶ月以内（2019 年 08 月 17 日まで）に延長する**と発表しました。

（出典：Mirandah Asia）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。